

平成25年度から国民健康保険税率が改定になります

暮らしの安心

国民健康保険

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、お金を出し合って備える、加入者が相互に支えあう制度です。

名寄市国民健康保険では、加入者の減少と同時に、医療費の増加が続いたことで財源が不足し、財政運営が危機的な状況になりました。このため、平成20年度以来5年ぶりに国民健康保険税率を改定することになりました。

本市としても、医療費を下げるための取り組みを進めますが、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【税率改定の目的】

・後期高齢者支援金分と介護納付金部分の支出超過の解消

【税率改定の内容】 ※下表のとおりです。

- ・後期支援分と介護分の均等割・平等割を引き上げ
 - ・医療分の所得割・資産割を引き下げて、均等割を引き上げ
- 国民健康保険税は、均等割＋平等割＋所得割＋資産割の合計額になります。それぞれ、医療分、後期支援分、介護分の3区分に分けて計算します。

【保険税の軽減制度】

構造的に低所得者の多い国保では、所得の区分に応じて、均等割と平等割が7割・5割・2割の割合で軽減されることになっていきます。

区 分		平成24年度	平成25年度	改定差額
医療分 医療費の支払いに充てる分	均等割税額	20,000円	21,000円	1,000円
	平等割税額	18,000円	18,000円	0円
	所得割税率	7.50%	7.40%	▲ 0.10%
	資産割税率	22.00%	20.00%	▲ 2.00%
	課税限度額	510,000円	510,000円	0円
後期支援分 後期高齢者医療制度を支える分	均等割税額	7,000円	10,000円	3,000円
	平等割税額	7,000円	8,000円	1,000円
	所得割税率	3.00%	3.00%	0.00%
	資産割税率	9.00%	9.00%	0.00%
	課税限度額	140,000円	140,000円	0円
介護分 40歳～64歳までの2号介護保険の負担分	均等割税額	7,000円	10,000円	3,000円
	平等割税額	6,000円	8,000円	2,000円
	所得割税率	1.80%	2.40%	0.60%
	資産割税率	4.00%	4.00%	0.00%
	課税限度額	120,000円	120,000円	0円
合 計 均等割は個人に、平等割は世帯に対する税額	均等割税額	34,000	41,000円	7,000円
	平等割税額	31,000円	34,000円	3,000円
	所得割税率	12.30%	12.80%	0.50%
	資産割税率	35.00%	33.00%	▲ 2.00%
	課税限度額	770,000円	770,000円	0円

○今回の税率改定の内容は左表のとおりです。また、次のページに一例として給与、年金それぞれの試算結果をお知らせしています。

▼問い合わせ 市民課国保高齢医療係
01654③2111 内線3116

平成25年度国民健康保険税率の試算

税額は、世帯の構成や収入額によってそれぞれ異なります。下表の試算①、②は共に一例として計算したもので、下表のとおり、軽減の適用によって税額が大きく異なってきます。なお、正式な税額は、7月中頃までに郵送によりお届けする平成25年度の国民健康保険税納税通知書でお知らせする予定です。

注) 試算①では、介護分が課税されていません

注) 試算②では、夫の分の介護分が課税されています

【試算①】 年金収入の場合

設定：夫婦共に72歳の2人家族



年金収入が夫、年間200万円、妻60万円
で、持ち家の資産税額が5万円の場合

平成25年度年税額 13万3,700円

下表のとおり、改正により1月あたり475円(年間5,700円)の引き上げになります。また、低所得軽減で均等割と平等割が2割軽減となり、合計すると17,600円の減額になっています。

単位:円

改正後	内 訳	医療分	後期支援分	介護分
	均等割	42,000	20,000	—
	平等割	18,000	8,000	—
	所得割	34,700	14,100	—
	資産割	10,000	4,500	—
	軽減額	▲12,000	▲5,600	—
	合 計	92,700	41,000	—

改正前	合 計	92,600	35,400	—
	差 額	100	5,600	—

※年金収入の平均となる階層で計算しています

【試算②】 給与収入の場合

設定：夫42歳、妻38歳、子ども2人の4人家族



夫の給与年収が240万円
で、資産税がない場合

平成25年度年税額 28万4,000円

下表のとおり、改正により1月あたり1,950円(年間23,400円)の引き上げになります。また、低所得軽減で均等割と平等割が2割軽減となり、合計すると33,600円の減額になっています。

単位:円

改正後	内 訳	医療分	後期支援分	介護分
	均等割	84,000	40,000	10,000
	平等割	18,000	8,000	8,000
	所得割	86,500	35,100	28,000
	資産割	—	—	—
	軽減額	▲20,400	▲9,600	▲3,600
	合 計	168,100	73,500	42,400

改正前	合 計	166,100	63,100	31,400
	差 額	2,000	10,400	11,000

※給与所得の構成割合が多い階層で計算しています



国民健康保険税率のQ & A

○どうして保険税を引き上げないといけないの？

今回の税率改定は、後期高齢者医療制度を支援する部分と、介護保険料として納める部分について、支払う額が収入を超えた(支出超過)ことから、このことを解消することが目的です。

○低所得で生活が厳しいのに、値上げをするのですか？

景気の低迷で収入が増えない状況ですが、国保の保険給付額は、加入者が減少する中、増加が続いています。これまでは、収入不足を貯金(基金)の取り崩しで補ってきましたが、この貯金の残高が底をついて、平成25年度の国保予算が組めない見通しとなり、収入を確保するために保険税率の引き上げが必要になりました。

○保険税を上げなくて済む方法は？

これまでのように貯金(基金)に依存することはできません。支出超過が解消しても、医療費支払いの収支不足が残っています。医療費(保険給付)の支払いが減少すれば、保険税も少なくて済むことになります。何よりも加入者が健康であることが一番大切です。